

# 監 事 監 査 報 告 書

2020年5月22日

学校法人九州学園  
理事長野澤秀樹殿  
評議員會議長殿

学校法人九州学園

監事 渋賀一郎

監事 斎藤直己

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人九州学園寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人九州学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を実施しました。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人九州学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

なお、学校法人九州学園は、計算書類（注記）8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項（2）に記載のとおり令和元年7月5日付で、文部科学省高等教育局長に「経営改善状況報告書」を提出し、令和2年3月18日付、文部科学省高等教育局長通知「学校法人運営調査委員による調査結果について（通知）」において、引き続き改善に向けて努力するよう指摘を受けております。

以上